

2019年2月に厚生労働省「墜落制止用器具の規格」が制定されました

■ 規格改正のポイント

1 安全帯が「墜落制止用器具」に名称変更されました

「安全帯」の名称が「墜落制止用器具」に改められました。「墜落制止用器具」として認められる器具は次のとおりです。

①フルハーネス型 ②胴ベルト型

※「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。

2 墜落制止用器具は「フルハーネス型」が原則です

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型」を使用できます。



3 「安全衛生特別教育」の受講が必要です

次の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具用フルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く)」(労働安全衛生法 第59条)

■ 改正のスケジュール

現在ご使用の安全帯が新規格に適合しない場合は2022年1月2日より後には使用できなくなります。経過措置期間終了までに、新規格適合の墜落制止用器具をご準備ください。

	2019年	2020年	2021年	2022年
安全帯		使用可能		1月1日
	製造・販売可能 8月1日	製造済み製品の販売可能		1月1日
墜落制止用器具	2月1日	使用可能		

墜落制止用器具を使用すべき作業の例

労働安全衛生法で墜落制止用器具の使用が義務付けられている作業の例です。下記以外の作業でも「2m以上の作業床がない箇所、または作業床の端」、「開口部等で囲い、手すりなどの設置が困難な箇所」についての作業ではフルハーネス型の墜落制止用器具を使用することが原則とされています。正しく使用し、安全な作業が行えるよう、どの規定に該当するかをご確認ください。

安全衛生法令に定められた墜落制止用器具を使用すべき作業

墜落制止器具を使用すべき作業	関連規定	墜落制止器具を使用すべき作業	関連規定
食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部からの転落の危険があり、蓋、囲い、柵等を設けることが困難な場合	安衛則第130条の5	ホッパー等の内部における作業	安衛則第532条の2
粉砕機又は混合機の開口部からの転落の危険があり、蓋、囲い、柵等を設けることが困難な場合	安衛則第142条	煮沸槽等への転落防止	安衛則第533条
林業架線作業	安衛則第151条の101、第151条の144	高さ2m以上の足場における作業	安衛則第563条
高所作業車をういた作業	安衛則第194条の22	足場の組立て等作業	安衛則第564条(第566条)
型枠支保工の組立て等作業等	安衛則第247条	手すり等を設けることが困難な高さ2m以上の作業構台の端における作業	安衛則第575条の6
地山の掘削作業	安衛則第360条	ボイラー据付工事作業	ボイラー則第16条
土止め支保工作業	安衛則第375条	やむを得ない場合等に、クレーンのつり具に専用の搭乗設備を設け、労働者を乗せて行う作業	クレーン則第27条
ずい道等の掘削等作業	安衛則第383条の3	クレーンの組立て又は解体の作業	クレーン則第33条
ずい道等の覆工作業	安衛則第383条の5	やむを得ない場合等に、移動式クレーンのつり具に専用の搭乗設備を設け、労働者を乗せて行う作業	クレーン則第73条
採石のための掘削作業	安衛則第404条	移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業	クレーン則第75条の2
鉄骨の組立て等作業	安衛則第517条の5	デリックの組立て又は解体の作業	クレーン則第118条
鋼橋架設等作業	安衛則第517条の9	屋外に設置するエレベーターの組立て又は解体の作業	クレーン則第153条
木造建築物の組立て等作業	安衛則第517条の13	建設用リフトの組立て又は解体の作業	クレーン則第191条
コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	安衛則第517条の18	ゴンドラの作業床における作業	ゴンドラ則第17条
コンクリート橋架設等作業	安衛則第517条の23	酸素欠乏症にかかって転落するおそれのある酸素欠乏危険作業	酸欠則第6条
高所作業	安衛則第518条、第519条、第520条、第521条		

安衛則：労働安全衛生規則 ボイラー則：ボイラー及び圧力容器安全規則 クレーン則：クレーン等安全規則 ゴンドラ則：ゴンドラ安全規則 酸欠則：酸素欠乏症等防止規則

総代理店 **株式会社 幸州**

福岡県那珂川市道善3丁目41
TEL 092-953-6310 FAX 092-953-6341

製造元 **株式会社 太陽**

代理店

SK PROTECT

墜落制止用器具 パンフレット

特許出願中

QRコードによる
データ管理システム



※このカタログの記載(2020.5現在)内容は、予告なく変更することがあります。印刷上、実際の商品の色とは異なる場合があります。
※本書に記載してある事項は、適切な機関における試験結果に基づいていますが、その正確性もしくは完全性について保障するものではありません。使用者は使用前に本製品が自己の目的用途に適合しているかを十分に確認、判断を行い、それに伴う危険と責任をすべて負うものとします。製造元の義務は、不良品であることが証明された製品についての交換に限定され、それ以外の責任は負いません。本製品を本書で推奨された以外の用途での使用については当社は責任を負わないものとします。

SK PROTECTだけにある、3つの標準機能

特許
出願中

ステンレス製のQRコードを読み取ることで、個々のフルハーネスをデータ管理することができます。



① 万一の事故の時、QRコードから必要な情報を即座に確認可能。



事故発生の際、使用者の意識が無い状態でも、QRコードを読み取ることで、使用者の氏名・会社名・生年月日・血液型・緊急連絡先等を即座に確認できます。

※使用前に各情報の登録が必要です。使用者が開示している情報のみ、選択して入力することができます。

② 盗難対策にも役立ちます。



会社名を登録しておけば、そのデータは第三者からは消すことができません。万一盗難に遭っても、QRコードから登録された所有者情報が確認できます。

③ アルミフック・腰当て・肩当てが標準装備。



通常ではオプション装備の場合が多いアルミフック・腰当て・肩当てが、SK PROTECTはいずれも標準装備。身体への負担の軽減に役立ちます。

開発
ストーリー

墜落制止用器具は、今では高所作業時に作業者の命を守る必要不可欠なツールです。ですが未だに様々な問題点があり、これらを解決すべく今回の開発に至りました。例えば事故が発生した際、QRコードを読み取ることで救助に必要な情報を即座に把握することが可能です。また、QRコードから所有者を確認出来ることで、盗難や転売防止にも役立ちます。私達はこの技術で、より安全・安心な作業環境をご提案します。

SK PROTECTのフルハーネスは安全性はもちろん、現場作業の動きやすさ、使いやすさにこだわりました。



1 サイズはS・L・XL、さらにサイズ調整が可能

サイズは3パターン。さらにサイズ調整が可能な仕様となっているため、それぞれに合った状態で作業することができます。



2 しゃがんでもベルトがつっぱりにくい

しゃがんでの作業で立ち上がった時に、つっぱりやすかった太もも周りのベルト。背面をX型、太もも周りをY型の組み合わせを採用することで作業時の動きがスムーズになるようにしました。



5 表フック・バックル・Dリングをアルミ製にして大幅な軽量化に成功

通常、スチール製が多いランヤードフック・バックル・Dリングをアルミ製にすることで軽量化に成功しました。

標準装備

ショックアブソーバの種別	ランヤードフック	総重量
第一種	シングル	2,64kg
	ダブル	3,14kg
第二種	シングル	2,68kg
	ダブル	3,20kg



3 腰当てに工具袋が取付け可能。さらに、下がりやすいサスペンダー仕様

通常、オプションの場合が多い腰当てを標準装備。さらに、腰当てに装着する工具袋の重さで腰当てが下がりやすいサスペンダー仕様を採用しています。

標準装備



4 肩への負担を軽減する肩当ても標準装備

通常、オプションの場合が多い肩当てを標準装備。肩への食い込みによる身体の負担を軽減します。

標準装備



6 ワンタッチバックルで簡単脱着

着用にかかる時間を短縮できます。



7 ランヤードは伸縮タイプ

軽量で作業の邪魔になりにくい伸縮タイプを採用しています。

重要 毎日の作業前確認が非常に大切です。きちんと見て触って確認を行い、傷や亀裂など少しでも異常を発見したら使用を中止、交換されることをお勧めします。

お客様の声



「つけ心地の良さ」と
「かっこよさ」が
購入の決め手でした。

福岡県 K社さま〈塗装、屋根工事〉

法律で義務付けられるとはいえ、ハーネスの着用は面倒だという従業員の声もありましたが、実際に着用した際の軽さや作業効率はもちろん、デザイン性が評判でSK PROTECTに決めました。従業員がきちんと装着して作業することが重要なので、「かっこよさ」のプラスアルファは非常に良いです。



肩当て・腰当てが標準装備なので
結果、コストも削減でき、
非常に助かりました。

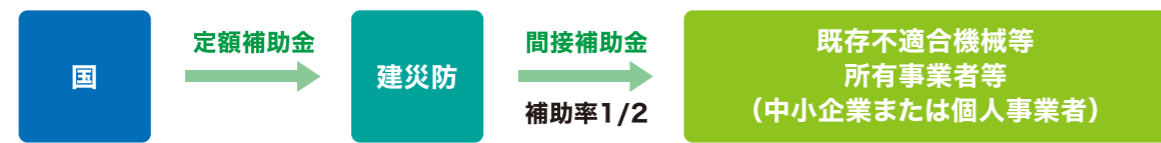
福岡県 R社さま〈電気工事〉

重たく、動きづらさを懸念していましたが、実際に装着するとつけ心地が良く、作業性が非常に良かったです。また、肩当てや腰当てが標準装備で特にオプションをつける必要もなく、結果コストも削減できました。

既存不適合機械等更新支援補助金について

「フルハーネス型墜落制止用器具」への改修・買換経費の一部補助

既存不適合機械等更新支援補助金事業では、国に代わって建設業労働災害防止協会（建災防）が既存不適合機械等を所有する中小企業・個人事業者に対し、当該既存不適合機械等を最新の構造規格に適合し、かつ、構造規格の基準を超える高水準の安全性を有する機械等へ更新するための改修、買換経費（一部）に間接補助金（以下「補助金」という。）を交付します。



ただし、この補助金は、申請した方のすべてに交付されるものではありません。企業規模、従事する業務の危険度、対象機械等の安全性等を審査した上で競争的に交付決定されます。

対象となる経費の概要

1. 対象

- ① 既存不適合機械等
墜落制止用器具の規格（平成31年2月1日施行）に適合していない既存の安全帯の買換
- ② 適合機械等
次に掲げる基準（追加安全措施）のうち2項目以上に適合するフルハーネス型墜落制止用器具への買換
 - ・背中X字腿V字型
 - ・2本ランヤード又は追加の補助ロープ（ランヤード+補助ロープ）
 - ・ロック装置付き巻取器
 - ・サスペンショントラウマ防止ストラップ
 - ・ワンタッチバックル
 - ・反射板等

2. 補助金交付額

- ① 1本あたりの上限：12,500円（補助対象経費「上限25,000円」の1/2）
※例1）見積単価4万円の場合：補助対象経費は上限の2.5万円となり、その1/2の1.25万円が補助金交付額となる。
※例2）見積単価1万円の場合：補助対象経費は1万円となり、その1/2の5千円が補助金交付額となる。
- ② 同一申請者あたりの合計額の上限：625,000円

JIS T8165 : 2018 墜落制止用器具

落下試験装置による性能試験に 適合しています

適合商品／墜落制止用器具 フルハーネス型安全帯

- ① ランヤード 第1種（質量100kg付き自由落下距離2.3m）
- ② ランヤード 第2種（質量100kg付き自由落下距離4.0m）

受付番号／第J2666号（2019年10月8日）公益社団法人 産業安全技術協会



ランヤードの選び方

ランヤードのタイプ

フルハーネス型用ランヤードの種別	ショックアブソーバの種別	自由落下距離	衝撃荷重	ショックアブソーバの伸び	フックの取付位置	ショックアブソーバの表示例
タイプ 1	第一種	2.3m	4.0kN以下	1.2m以下	腰より高い位置	「墜落制止用器具の規格」適合品 株式会社 創建 / SK PROTECT フルハーネス型 第一種 (4kN) SL10- 種類 製造番号 2.3m 4.3m 100Kg 最大自由落下距離 落下距離 使用可能質量 製造年月
タイプ 2	第二種	4.0m	6.0kN以下	1.75m以下	腰より高い位置から足元付近まで	「墜落制止用器具の規格」適合品 株式会社 創建 / SK PROTECT フルハーネス型 第二種 (6kN) SL20- 種類 製造番号 4.0m 6.0m 100Kg 最大自由落下距離 落下距離 使用可能質量 製造年月

落下距離

自由落下距離

墜落後、ランヤードが緊張し、ショックアブソーバが作動する直前の状態で、D環の高さからフック取り付け高さを引いたものにランヤードの長さを足した距離のことをいいます。

落下距離

ショックアブソーバが作動して落下を停止するまでの距離に自由落下距離を加えた距離のことをいいます。

交換の目安

古くなった墜落制止用器具は、反復使用による損傷や素材の劣化などによって、墜落を確実に阻止する強度や機能が失われている場合があります。日常点検を心がけ、お手持ちの墜落制止用器具に以下のような項目に該当する箇所があれば、即時交換が必要です。また、点検時に異常が見当たらずとも、使用開始から3年を目安に新品に交換なさることをお勧めします。



調節金具
● 深さ1mmの傷があるもの。
● バックルとベルトの接合部が磨耗し、ベルトが緩むもの。

胸ベルト
● 差込バックル、ベルト止めに割れ、亀裂が生じているもの。

バックル
● 亀裂が生じているもの。
● ベルトのかみ合わせ部が著しく磨耗しているもの。
● 全体的にさび（腐食）が発生しているもの。または、変形しているもの。
● 正しく装着して、腹部に力を入れてベルトが緩むもの。または、動きが悪いもの。
● リベットのかしめ部に緩みや摩滅が生じているもの。

D環止め
● D環止めが割れ、D環が固定できないもの。

D環
● 亀裂が生じているもの。
● 深さ1mm以上の傷があるもの。
● 変形の大きいもの。
● さびが激しいもの。

ベルト
● ベルトの耳、または中に3mm以上の損傷、焼き傷などがあるもの。
● ベルトの両耳の擦り切れが激しいもの。
● 著しい変色や溶解が見られるもの。
● 塗料が多量に付着して硬化しているもの。
● バックル締め付け部のベルトが傷んでいるもの。

フック **ランヤードの廃棄基準**
一度でも大きな衝撃がかかったランヤードは、表面上問題がなくても見えないところが劣化している可能性があり、交換をお勧めします。
● 亀裂が生じているもの。
● フックのかぎ部の内側に傷があるもの。
● フックの外側に1mm以上の傷があるもの。
● 外れ止め・安全装置の動きが悪いもの。
● さび（腐食）が激しいもの。または変形しているもの。
● シンプルがないもの。
● リベットのかしめ部に緩みや摩滅が生じているもの。
● ばねが破損しているもの。または弱くなっているもの。

